アラウンド・ザ・ワールド Part 2

Around the World

第111回

IFRS第17号に関する再保険ソリューション

アラウンド・ザ・ワールドPart2の111回目は、IFRS第17号を取り上げる。保険会社が直面する課題と今後の行方は？（RGA再保険会社提供）

ソルベ氏

垣内氏

執筆者　RGAキャピタル・ソリューション・プロダクト担当シニア・ヴァイス・プレジデント　ポール・ソルベ

日本語訳　RGAリインシュアランスカンパニー日本支店　通訳　山本あゆみ

日本語監修　RGAリインシュアランスカンパニー日本支店　エグゼクティブ・ディレクター　ビジネス・ディベロップメント部　垣内　桂太

生命保険会社がさまざまなステークホルダーにIFRS第17号に基づく財務報告を行うようになってから数年が経過した。一方、再保険会社もこの新たな要件がもたらした課題に対する再保険ソリューションを模索してきた。IFRS第17号に基づく収益認識パターンに関連して四つの分野を考察する。

不利な契約

IFRS第17号の施行前、保険会社は「不利な契約」への対応が課題と認識していた。そのため、当社も世界各国のお客さまと数々のディスカッションを重ねたが、意外にも「不利な契約」に特化した新たな再保険ソリューションはまだ生まれていない。

高次元的に言えば、背景は簡単だ。どの国のどんな保険商品でも、保険会社は、一般にポートフォリオに内在する「不利な契約」に取り組む際には同じステップで進む。すなわち、①「不利な契約」の価格の引き上げ、②保険数理上の仮定の調整、③株主への状況説明だ。しかし、必ずしもすべての保険会社がこの状況に満足しているわけではない。多数の保険会社が①や②のステップにとどまっている。その二つのプロセスで手の内がなくなった場合、「不利な契約」の開示に適切な説明を考える三つ目のステップに到達する。

この課題で目立つ点は、「不利な契約」は一般にその会社で最小の契約ということだ。各国においてもグローバルなトレンドでも、保障の提供を拡大しようとする動きがあるため、少額の契約が生まれ、「不利な契約」のレッテルを貼られてしまい、最終的には保険会社は値上げをしてしまうことになる。

投資性商品

収益認識における課題

IFRS第17号の実行前は、この新要件の修正事項の大部分が再保険契約に関するリスク軽減オプション（RMO）や変動手数料アプローチ（VFA）等、投資要素の多い保険契約、つまり貯蓄性商品に関連していた。

IFRS第17号の実行に至るまでに、当該商品への対応を強化するための活発な取り組みが行われたにもかかわらず、当該商品の再保険について、世界のお客さまと討議は継続して行われており、その複雑さや深さには驚かされている。例えば、当該商品を出再した場合のIFRS第17号に基づく財務報告に効果を反映させる方法は、複数存在する。

▽特別な対応はしない。すなわち、再保険は一般測定モデル（GMM）で、元受契約はGMMまたはVFAとする。

▽元受契約はVFA。再保険にはRMOを選択。

▽元受契約はVFA。再保険は元受契約として対応。

▽再保険をIFRS第9号の資産とする。

これらの選択肢から自由に選択することは一般的ではないが、どういった場合に使用することができ、それらをどのように使い分けられるかを理解することが重要だ。

投資性保険商品に対する再保険の使用の増加が見られた市場もあり、そのような取引を考慮する場合、当然、IFRSが重要な財務基準の一つとなる。興味深いことに、当該元受契約は、典型的な保障性商品と比較して、再保険を通じたIFRS第17号の最適化に向いている。

投資性商品では、予想利益はおおむね予想運用利回りによって決定される。資産運用能力やリスク許容度により、保険会社と再保険会社で予想運用利回りは著しく水準が異なり、保険会社はIFRSによって実質的に規定されている。実際、保障性商品に対する再保険の保険金支払率よりも顕著だ。そのため、再保険は、投資性商品に対していわゆるパイを大きくすることがあり、それにより当該商品のエコノミクスが変わり、元受商品の競争力を高められる可能性がある。

保険リスクに起因する変動

IFRS第17号は、保障性商品に最適に策定されているように見える。しかし、初回のIFRS第17号に基づく財務報告が行われてから間もなく、支払保険金の変動に起因する予測していなかった会計の変動について保険会社からよく相談された。後に思い起こすと、契約上のサービス・マージン（CSM）は基本的に繰延利益負債（DPL）であり、実績値に基づき期間にわたって調整されるという誤った認識がその背景にあった。CSMが各会計期間に調整される方法が多数あることを鑑みると、たしかに推定しがちな考えだ。

IFRS第17号の詳細を再評価すると、その元凶が第44項にあることが分かる。CSMの経過を定義する第44項（C）には、支払保険金将来予測の変更（現行会計期間における変動と表裏の関係）の把握も規定され、（現時点の利益ではなく）将来のCSMへその変更が反映される。これは、IFRS第17号における「サービス」に国際会計基準審議会が厳格にこだわる方針を反映している。当該会計期間に支払った保険会社の保険金額の大小にかかわらず、保険会社は全ての保険契約者に同じ量の「サービス」を提供するため、そうしたサービスと対応したCSMから当期利益へリリースすべき金額もまた変わらない。

リモートリスクの保障

保険会社は、準拠すべき多数の財務報告基準や財務指標に基づき、再保険取引のコストと便益を比較する。IFRS第17号は、収益認識のパターンの変化等、再保険の新たなメリットを浮き彫りにした。次第に複雑性を増す要件に対応し、再保険ソリューションを実行する上で、IFRS第17号はいくつかの安価な形態の再保険取引には予想以上に反応しないことが分かった。巨大災害超過損害再保険とファイナンシャル再保険がその例だ。これらは、従来IFRSとは根本的に異なる財務基準で扱われてきた。

巨大災害超過損害再保険は、一般に、保険会社の基本的なリスク管理上の懸念に取り組み、時には資本管理にも用いられる。ファイナンシャル再保険は、資本管理や極度に保守的な法定会計への対応として使用される。そのため、こうした再保険はIFRSに大きな影響を与えないと言えばもっともらしいかもしれないが、実際、IFRS第17号のどの側面が機能しているのだろうか。

巨大災害超過損害再保険やファイナンシャル再保険等といった安価な再保険取引は、顕著な経験値の悪化やテールリスクのみを保障する。一方で、IFRS第17号は、主に最良推定のシナリオや平均値に対応するもので、経験値の悪化には主にリスク調整（RA）を通じて認識するが、ある程度までしか考慮しない。IFRS第17号のRAは、いずれの再保険の仕組みが想定するような極端なリモートリスクをほとんどカバーせず、また、保険会社はRAの水準を設定する裁量権を持つ。こうした再保険から得られる平均シナリオにおけるメリットはごく小さいため、IFRSではリモートリスクを扱う再保険としての効果を低く評価してしまう。

IFRSに対応する新たな再保険ソリューションはまだ特定されていないが、IFRS第17号の世界でも既存の再保険、つまりフルリスクを移転する再保険が中核的な役割を果たしていくだろう。

◇

【ポール・ソルベ氏のプロフィル】ウォータールー大学を保険数理学および統計学において優等卒業し、数学専攻理学士を取得。カナダ・アクチュアリー会およびドイツ・アクチュアリー会の正会員。保険業界において25年超に及ぶキャリアを有し、カナダ、シンガポール、香港、ドイツ等、グローバルな市場で要職を歴任する。2006年RGA入社。